第十四条中「第八十一条第二号」を「第八十一条第一号ロ」に改め、同条を第十三条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

第十四条　規則第八十一条第二号の放射性物質等のうち告示で定めるものは、ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三九及びプルトニウム二四一とし、同号の臨界に影響を及ぼすものとして告示で定める物質は、ベリリウム、水素及びその化合物並びにこれらの含有物（重水素（天然に存在するものを除く。）を含むものに限る。）並びに黒鉛その他の炭素原子のみが結合した物質（核分裂性物質に対する当該物質の濃度が任意の一キログラムにつき一グラムを超えるものに限る。）をいう。

第十四条の九の次に次の一条を加える。

第十四条の十　規則第九十一条第三項第二号の表備考のウラン二三五の濃縮度に応じて告示で定める値は、次の表の上欄に掲げるウラン二三五の濃縮度に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値とし、同号の表備考の核分裂性核種のうち告示で定めるものは、ウラン二三五をいう。

ウラン二三五の濃縮度	A
一・五パーセント以下	二千二百
一・五パーセントを超え五パーセント以下	八百五十
五パーセントを超え十パーセント以下	六百六十
十パーセントを超え二十パーセント以下	五百八十
二十パーセントを超えるもの	四百五十

第十八条の八中「十五グラム」を「四十五グラム」に改める。

第一号様式中注9を注10とし、注8の次に次を加える。

9　おおむね四百ミリメートル以上とする。

別記第五第一号イ中「一メートル」の下に「、下面の端部及び隅角部の曲率半径が六ミリメートル以下」を加え、同号ロ中「であるものに」を「であり、かつ、その端部の曲率半径が六ミリメートル以下のものに」に改める。

別記第十第一号ロ(2)中「一メートル」の下に「、下面の端部及び隅角部の曲率半径が六ミリメートル以下」を加える。

（船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部改正）

第二条　船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十九項を第二十項とし、第十八項中「及びＰ２０６」を「、Ｐ２０６及びＰ２０８」に改め、同項を第十九項とし、第十五項から第十七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十四項中「及びＰ２０５を除く。）及び同表備考5の2注3」を「、Ｐ２０５、Ｐ２０６及びＰ２０８を除く。）及び同表備考5の2(1)注3」に改め、同項を第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14　規則第二条第二号の二の告示で定める容器は、組合せ容器（外装容器及び内装容器を用いる小型容器をいう。以下同じ。）以外の容器とする。

第七条の二第三項に次のただし書きを加える。

ただし、内容積が三〇〇〇リットル未満のポータブルタンクの場合は、正標札及び副標札を両側面に付すことができる。

第七条の二第四項中「第一号様式」の下に「を標準」を加える。

第七条の三第四項第一号に次のただし書きを加える。

ただし、内容積が三〇〇〇リットル未満のポータブルタンクの場合は、表示を高さ十二ミリメートル以上の大きさとすることができる。

第七条の三第五項中「（外装容器及び内装容器を用いる小型容器をいう。以下同じ。）」を削る。

第七条の六中「サルベージ容器」という。）」の下に「、大型容器（以下「サルベージ大型容器」という。）」を加える。

第十四条の二中「表示は、」下に「高さ十二ミリメートル以上の大きさで」を加え、「を記載した表示」を「によるもの」に改める。

第十五条の二第三号中リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ　冷凍装置又はロの規定により備えられた冷却装置に充てんされている冷媒は、当該冷凍装置又は冷却装置の製造者が指定したものであること。

第二十五条の三中「第二十五条の六の二」を「第二十五条の六の三」に改める。

第二十五条の四第一項第三号中「いずれかの圧力」の下に「（容器等級がⅠの危険物を収納するものにあつては、次のいずれかの圧力と〇・二五メガパスカルの圧力のうちいずれか高い方の圧力）」を加え、同号イ中「ガス圧力（絶対圧力）に一・五を乗じた値から〇・一メガパスカルを減じた圧力又は〇・一メガパスカル（容器等級がⅠの危険物を収納する容器及び包装にあつては、〇・二五メガパスカル）の圧力のうちいずれか高い方の圧力」を「ゲージ圧力に一・五を乗じた圧力」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　収納する危険物の摂氏五五度における蒸気圧に一・五を乗じた値から〇・一メガパスカルを減じた圧力又は〇・一メガパスカルの圧力のうちいずれか高い方の圧力

第二十五条の四第一項第三号に次のように加える。

ハ　収納する危険物の摂氏五〇度における蒸気圧に一・七五を乗じた値から〇・一メガパスカルを減じた圧力又は〇・一メガパスカルの圧力のうちいずれか高い方の圧力

第二十五条の四第一項第五号中「あつては、」の下に「高さ十二ミリメートル以上の大きさで」を加える。

第二十五条の四の二第四号中「状態」の下に「（サルベージ容器にあつては、容器容量の九八パーセント以上の水で満たした状態）」を加え、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　サルベージ大型容器にあつては、空気を用いて〇・〇三メガパスカル以上の圧力をかけた場合に、漏えいがないこと。

六　サルベージ大型容器にあつては、高さ十二ミリメートル以上の大きさで「ＳＡＬＶＡＧＥ」の文字が容易に消えない方法で表示されていること。

第二十五条の四の二に次の一号を加える。

八　設計の種類に応じ、次に掲げる表示が容易に消えない方法で表示されていること。

イ　積み重ねるように設計された容器　第六号の二様式

ロ　イ以外の容器　第六号の三様式

第二十五条の六の二第一項を次のように改める。

高圧容器は、検査の種類に応じ地方運輸局長又は登録検査機関が適当と認める国際標準化機構が定めた規格による検査に適合し、地方運輸局長又は登録検査機関が指定する方法による表示が付されたものであること。

第二十五条の六の三の次に次の一条を加える。

第二十五条の六の四　規則第13号様式中備考1(5)の告示で定めるものは、「シリンダ束」をいう。

第二十五条の七第三項中「（液体を収納するものに限る。）」を削る。

別表第一の備考以外の部分を次のように改める。